

国民年金保険料

免除申請ができる 対象期間を拡大！

国民年金では、所得が少ないときや失業などにより、保険料を納付することが経済的に難しい場合、保険料の免除を申請することができます。

この免除を受けられる対象期間が、過去2年1か月前の月分まで拡大されることになりました。

4月から申請できます

これまで過去分の保険料の免除が受けられる期間は、申請の直前の7月分(学生納付特例は4月分)まででした。

4月からは、申請時点の2年1か月前の月分まで免除申請ができるようになります。

※ここでの免除とは、全額免除、一部免除、若年者納付猶予、

うっかりで申請できなかったのをさかのぼれるわ



学生納付特例のことです。

特例免除の対象期間も拡大

災害・失業などを理由とした免除を特例免除といい、免除申請の対象期間は、これまで申請時点の年度または前年度でした。

4月からは、災害・失業などのあった前月から翌々年6月までの期間について、申請ができるようになります。

※3月以前にあった災害・失業も対象になりますが、過去分の審査対象期間は2年1か月前までです。

万一に備え申請は早めに

申請が遅れると、万一の際に障害基礎年金などを受け取れない場合や、失業などの特例免除

が受けられない場合があります。速やかに申請してください。

なお申請期間に対応する前年所得で審査を行うので、免除が承認されない場合があります。

法定免除を受けている人へ

障害基礎年金などを受給している人は、保険料の納付が免除される法定免除があります。この場合で、基礎年金額の増額を希望するときは、保険料を後払いする必要があります。

4月からは、この法定免除の期間であっても、保険料の通常納付ができる「納付申出制度」が始まります。これにより、保険料の口座振替や前納、付加年金などへの加入ができるようになります。

申請に必要なものは事前確認を申請には、年金手帳または基礎年金番号が分かるものなどが必要です。免除などの内容により変わりますので、事前に確認してください。

申請・問い合わせ先

日本年金機構佐原年金事務所
0478・54・1442
市保険年金課高齢者医療年金班
62・5332

4月2日以降、70歳になる人

医療機関での負担が2割へ

70歳から74歳までの人は、医療機関での窓口負担がこれまで1割とされてきましたが、本年の4月2日以降に70歳になる人からは、2割負担へと変わります。

昭和19年4月2日以降に生まれた人に順次適用

70歳になる月の翌月(1日生まれの人はその月)から2割負担となります。これは昭和19年4月2日以降に生まれた人に、順次適用されます。

昭和19年4月1日までに生まれた人は1割負担のまま

軽減特例措置により、昭和19年4月1日までに生まれた人は、今までと同じ1割負担が継続されます。

なお国民健康保険高齢受給者証の有効期限が3月末までの人には、新しい高齢受給者証を送付します。届いたら、内容に誤りがないか確認してください。新しい国民健康保険の保険証を発送しました

高齢受給者証だけでなく、国民健康保険に加入している皆さんに、4月から使用する新しい

4月以降の医療機関における窓口負担例

区 分	4月	5月	6月
昭和19年4月1日までに生まれた人	1割負担	1割負担	1割負担
昭和19年4月2日～5月1日生まれの人	3割負担	2割負担	2割負担
昭和19年5月2日～6月1日生まれの人	3割負担	3割負担	2割負担

※70歳になっても所得に応じて3割負担となる場合があります。

保険証を発送しました。届いたら、内容に誤りがないか確認してください。
古い保険証は使用できません。保険年金課または各支所に返却してください。

問い合わせ先

保険年金課国民健康保険班
62・5331